

昭和三十一年政令第八十七号

就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励に
ついての国の援助に関する法律施行令

内閣は、就学困難な児童のための教科用図書の
給与に対する国の補助に関する法律（昭和三十一年
法律第四十号）第二条第二号及び第三条の規定
に基づき、この政令を制定する。

（学用品に係る補助の基準及び範囲）

第一条 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励
についての国の援助に関する法律（以下「法」と
いう。）第二条の規定による学用品又はその
購入費の支給に対する国の補助は、市町村が、
同条に規定する保護者に対して、その保護者が
児童又は生徒（それぞれ学校教育法（昭和二十
二年法律第二十六号）第十八条に規定する学齢
児童又は学齢生徒をいう。以下同じ。）のため
購入する必要がある学用品の全部又は一部につ
いて現物又はその購入費を支給する場合におい
て、その支給した学用品の価額又は購入費の総
額の二分の一について行うものとする。ただし、
当該総額は、児童が使用する学用品又は生徒
が使用する学用品についてそれぞれ文部科学
大臣が毎年度定める額に、当該児童又は生徒の
数をそれぞれ乗じて得た額の合計額の範囲内で
文部科学大臣が定める額を限度とする。

2 法第二条の規定により国が行う学用品又はそ
の購入費の支給に対する補助の範囲は、児童又
は生徒が通常必要とする学用品の価額又は購入
費の額とする。

（通学に要する交通費に係る補助の基準及び範
囲）

第二条 法第二条の規定による通学に要する交通
費の支給に対する国の補助は、市町村が、同条
に規定する保護者に対して、その保護者が児童
又は生徒のため負担する必要がある通学に要す
る交通費のうち次項に規定する補助の範囲のも
の全部又は一部を支給する場合において、そ
の支給した通学に要する交通費の総額の二分の
一について行うものとする。

2 法第二条の規定により国が行う通学に要する
交通費の支給に対する補助の範囲は、児童又は
生徒が、最も経済的な通常の経路及び方法によ
り通学する場合の交通費で文部科学大臣が定め
るもの額とする。

（修学旅行費に係る補助の基準及び範囲）

第三条 法第二条の規定による修学旅行費の支給
に対する国の補助は、市町村が、同条に規定す

る保護者に対して、その保護者が児童又は生徒
のため負担する必要がある修学旅行費のうち次
項に規定する補助の範囲のもの全部又は一部
を支給する場合において、その支給した修学旅
行費の総額の二分の一について行うものとする
。ただし、当該総額は、児童に係る修学旅行
費又は生徒に係る修学旅行費についてそれぞれ
文部科学大臣が毎年度定める額に、当該児童又
は生徒の数をそれぞれ乗じて得た額の合計額の
範囲内で文部科学大臣が定める額を限度とす
る。

2 法第二条の規定により国が行う修学旅行費の
支給に対する補助の範囲は、児童又は生徒が小
学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は
中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育
学校の前期課程を含む。）を通じてそれぞれ一
回参加する修学旅行に要する経費のうち修学旅
行に直接必要な交通費、宿泊費及び見学料の額
とする。

附 則 抄

1 この政令は、公布の日から施行し、昭和三十
一年度において使用される教科用図書から適用
する。

2 新たに入学する児童に対する教科用図書の給
与に関する法律施行令（昭和二十七年政令第六
十九号）は、廃止する。

4 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関
する法律（昭和三十八年法律第八十二号）附
則第十二項の規定により読み替えられた法第二
条の規定による教科用図書の給与に対する国の
補助は、市町村が、義務教育諸学校の教科用図
書の無償に関する法律（昭和三十七年法律第六
十号）附則第二項及び義務教育諸学校の教科用
図書に無償措置に関する法律附則第四項の規定
に基づく政令で定めるところにより教科用図書
の給与を受けなければならない学齢児童又は学
生徒の保護者に対して、その保護者が学齢児童
又は学齢生徒のため購入する必要がある教科用
図書の全部について現物又はその購入費を給与
する場合において、児童が使用する教科用図書
又は生徒が使用する教科用図書についてそれぞ
れ文部大臣が定める額に、それぞれ第六条の規
定により都道府県の教育委員会が各市町村に配
分した児童又は生徒の数を乗じて得た額の合計
額を限度として、その給与した教科用図書の定
価又は購入費の総額の二分の一について行なう
ものとする。

5 前項の規定による教科用図書の給与に対する
国の補助については、第六条中「学用品」とあ
るの「教科用図書及び学用品」と読み替えて
同条の規定を適用し、別表備考中「学用品」と
あるのは「教科用図書又は学用品」と読み替え
て別表を適用する。

附 則（昭和三十二年四月二三日政令第六
五号）
この政令は、公布の日から施行し、昭和三十
二年度において使用される教科用図書から適用
する。

附 則（昭和三十四年四月二日政令第一〇
〇号）
この政令は、公布の日から施行し、教科用図
書の給与に係る補助については昭和三十四年度
において使用される教科用図書から、修学旅行
費の給与に係る補助については昭和三十四年度
において実施される修学旅行から適用する。

附 則（昭和三十六年四月一日政令第九〇
号）抄
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十七年三月三十一日政令第一
一五号）
この政令は、昭和三十七年四月一日から施行
する。

附 則（昭和三十八年三月二二日政令第五
二号）
この政令は、昭和三十八年四月一日から施行
する。

附 則（昭和三十九年二月三日政令第一四
号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十九年五月一日政令第一三
八号）
この政令は、公布の日から施行し、学用品の
給与に係る補助については昭和三十九年度にお
いて使用される学用品から、修学旅行費の給与
に係る補助については昭和三十九年度において
実施される修学旅行から、教科用図書の給与に
係る補助については昭和三十九年度において使
用される教科用図書から適用する。

附 則（昭和四〇年三月二〇日政令第三
七号）
この政令は、昭和四十年四月一日から施行す
る。

附 則（平成一〇年一〇月三〇日政令第
三五一号）抄

（施行期日）
1 この政令は、平成十一年四月一日から施行す
る。

附 則（平成十二年二月一六日政令第四
二号）抄
（施行期日）
1 この政令は、平成十二年四月一日から施行す
る。

附 則（平成十二年六月七日政令第三〇
八号）抄
（施行期日）
1 この政令は、平成十二年六月七日から施行す
る。

附 則（平成十三年一月六日）から施行する。
附 則（平成十二年六月七日政令第三三
四号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年三月三十一日政令第一
〇六号）抄
（施行期日）
1 この政令は、国の補助金等の整理及び合理化
等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正
する法律の施行の日（平成十七年四月一日）か
ら施行する。

附 則（平成一九年三月二二日政令第五
五号）抄
（施行期日）
1 この政令は、平成十九年四月一日から施
行する。

附 則（平成一九年一月二二日政令第
三六三号）抄
この政令は、学校教育法等の一部を改正する
法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）
から施行する。

附 則（平成二七年一月二六日政令第
四二二号）
この政令は、平成二十八年四月一日から施行
する。